

那覇市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

那覇市議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年那覇市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
那覇市議会<u>政務調査費</u>の交付に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項<u>及び第15項</u>の規定に基づき、那覇市議会議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し<u>政務調査費</u>を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。 (交付対象) 第2条 <u>政務調査費</u>の交付対象は、各月4日(以下「基準日」という。)において次に掲げるものとする。 (1) 那覇市議会の会派であって、会派として<u>政務調査費</u>の交付を受けるもの(以下「交付会派」という。) (2) 交付会派以外の会派に所属する議員又は会派に所属しない議員であって、議員として<u>政務調査費</u>の交付を受けるもの(以下「交付議員」という。) 2 [略] (<u>政務調査費</u>の額) 第3条 交付会派に対する<u>政務調査費</u>の額は、基準日における当該交付会派の所属議員の数に月額9万円を乗じて得た額とする。 2 交付議員に対する<u>政務調査費</u>の額は、基準日に在職する当該交付議員に対して、月額9万円とする。 (交付の方法等) 第4条 <u>政務調査費</u>は、年度分を半期ごとに	那覇市議会<u>政務活動費</u>の交付に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項<u>から第16項までの規定に基づき</u>、那覇市議会議員の調査研究<u>その他の活動</u>に資するために必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し、<u>政務活動費</u>を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。 (交付対象) 第2条 <u>政務活動費</u>の交付対象は、各月4日(以下「基準日」という。)において次に掲げるものとする。 (1) 那覇市議会の会派であって、会派として<u>政務活動費</u>の交付を受けるもの(以下「交付会派」という。) (2) 交付会派以外の会派に所属する議員又は会派に所属しない議員であって、議員として<u>政務活動費</u>の交付を受けるもの(以下「交付議員」という。) 2 [略] (<u>政務活動費</u>の額) 第3条 交付会派に対する<u>政務活動費</u>の額は、基準日における当該交付会派の所属議員の数に月額9万円を乗じて得た額とする。 2 交付議員に対する<u>政務活動費</u>の額は、基準日に在職する当該交付議員に対して、月額9万円とする。 (交付の方法等) 第4条 <u>政務活動費</u>は、年度分を半期ごとに

交付するものとし、各半期の最初の月に、当該半期に属する月数分を交付する。

2 [略]

- 3 一半期の途中において議員の任期が満了する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該任期満了までの間に含まれる基準日の数に応じた該当月数分の政務調査費を交付する。

- 4 政務調査費は、交付月の5日(以下「交付日」という。)に交付する。ただし、その日が本市の休日に当たる場合は、その日後において最も近い本市の休日でない日とする。

- 5 前項の規定にかかわらず、交付会派又は交付議員について、交付日前において特別の事由があるときは、当該交付会派又は交付議員に対する政務調査費は交付日後における相当の期日において交付することができる。

- 6 次条又は第6条において政務調査費を返還すべき事由が生じたときは、返還すべき事由が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日に当たるときは、当月)の5日までに当該政務調査費を返還しなければならない。

(交付の特例等)

第5条 交付会派の所属議員数に異動が生じた場合は、既に交付した政務調査費の額が基準日の所属議員数に基づいて算定した政務調査費の額を下回るときは当該下回る額を追加して交付し、既に交付された政務調査費の額が基準日の所属議員数に基づいて算定した政務調査費の額を上回るときは当該交付会派は当該上回る額を返還しなければならない。

- 2 交付会派が解散したときは、当該交付会派は、解散の日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以後の既に交付された政務調査費を返還しなければならない。

交付するものとし、各半期の最初の月に、当該半期に属する月数分を交付する。

2 [略]

- 3 一半期の途中において議員の任期が満了する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該任期満了までの間に含まれる基準日の数に応じた該当月数分の政務活動費を交付する。

- 4 政務活動費は、交付月の5日(以下「交付日」という。)に交付する。ただし、その日が本市の休日に当たる場合は、その日後において最も近い本市の休日でない日とする。

- 5 前項の規定にかかわらず、交付会派又は交付議員について、交付日前において特別の事由があるときは、当該交付会派又は交付議員に対する政務活動費は交付日後における相当の期日において交付することができる。

- 6 次条又は第6条において政務活動費を返還すべき事由が生じたときは、返還すべき事由が生じた日の属する月の翌々月(その日が月の初日から4日までに当たるときは、翌月)の5日までに当該政務活動費を返還しなければならない。

(交付の特例等)

第5条 交付会派の所属議員数に異動が生じた場合は、既に交付した政務活動費の額が基準日の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは当該下回る額を追加して交付し、既に交付された政務活動費の額が基準日の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額を上回るときは当該交付会派は当該上回る額を返還しなければならない。

- 2 交付会派が解散したときは、当該交付会派は、解散の日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以後の既に交付された政務活動費を返還しなければならない。

- 3 交付議員が、当該交付議員でなくなったときは、当該交付議員は当該交付議員でなくなった日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以後の既に交付された政務調査費を返還しなければならない。

(使途基準)

第6条 交付会派又は交付議員は、政務調査費を議長が定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するための必要な経費以外のものに充ててはならない。

(経理責任者)

第7条 交付会派は、当該交付会派に所属する議員の中から政務調査費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書の提出)

第8条 交付会派の経理責任者又は交付議員は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書を作成し、議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書の提出期限は、当該年度に係る政務調査費について、翌年度の4月30日とする。

3 交付会派が解散し、又は交付議員が、辞職、失職、若しくは除名若しくは議会の解散により議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該交付会派の経理責任者であった者又は当該交付議員であった者は、解散の日又は議員でなくなった日から30日以内に第1項の収支報告書を提出しなければならない。

(政務調査費の残余の返還)

第9条 市長は、交付会派又は交付議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から当該会派又は議員がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して

- 3 交付議員が、当該交付議員でなくなったときは、当該交付議員は当該交付議員でなくなった日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以後の既に交付された政務活動費を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第6条 政務活動費を充てることができる経費の範囲は、交付会派に係るものについては別表第1、交付議員に係るものについては別表第2に掲げる項目ごとに右欄に掲げるとおりとする。

(経理責任者)

第7条 交付会派は、当該交付会派に所属する議員の中から政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書の提出)

第8条 交付会派の経理責任者又は交付議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、議長に提出しなければならない。

2 収支報告書の提出期限は、当該年度に係る政務活動費について、翌年度の4月30日とする。

3 交付会派が解散し、又は交付議員が、辞職、失職、若しくは除名若しくは議会の解散により議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該交付会派の経理責任者であった者又は当該交付議員であった者は、解散の日又は議員でなくなった日から30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

(政務活動費の残余の返還)

第9条 市長は、交付会派又は交付議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から当該会派又は議員がその年度において第6条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余があ

残余がある場合、当該残余に相当する額の<u>政務調査費</u>の返還を命ずることができる。 (委任) <u>第11条</u> この条例に定めるもののほか、<u>政務調査費</u>の交付に関し必要な事項は、議長が定める。	る場合、当該残余に相当する額の<u>政務活動費</u>の返還を命ずることができる。 (<u>透明性の確保</u>) <u>第11条</u> 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、<u>政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。</u> (委任) <u>第12条</u> この条例に定めるもののほか、<u>政務活動費</u>の交付に関し必要な事項は、議長が定める。 [別表第1 別記] [別表第2 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。	

付 則

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の那覇市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の那覇市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

[改正後 別記]

別表第1(第6条関係)

項目	内容
研究研修費	会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費
調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
資料作成費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費
広聴費	会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費
人件費	会派の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費
その他の経費	上記以外の経費で会派の行う調査研究活動に必要な経費

別表第2(第6条関係)

項目	内容
研究研修費	議員が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は議員が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費
調査旅費	議員の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
資料作成費	議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	議員の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費
広聴費	議員が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費

人 件 費	議員の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事 務 所 費	議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費(事務所の賃借料、維持管理費、備品及び事務機器購入若しくはリース代等)
その他の経費	上記以外の経費で議員の行う調査研究活動に必要な経費